

エバーニュース

EVER NEWS

vol.18 平成27年9月13日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。



- [連載] 養子縁組（特別養子縁組）について
- 無料相談会のご案内
- [連載] マイナンバー制度について
- 料金のご案内／事務所のご案内



ついて 養子縁組（特別養子縁組）に

第18回は養子縁組について述べてみます。

養子縁組はかつて家制度の維持が主な目的でしたが、今日では子の福祉という観点が重要です。養子縁組（普通養子縁組）届出をすると、養子と養親との間には法定血族関係が生じます。これは法律で親子の関係を認めることになり、氏の使用、相続などの法的効果が生じます。実の親との関係が切れるわけではないので、実の親が亡くなった時にも子は相続人となります（もっとも、相続税の控除枠との関係では、相続人として計算する養子の算定数は制限されています）。

普通養子縁組の要件は、①養子は尊属（自分より前の世代のこと）又は年長者でないこと、②養親は成人であること、③養親に配偶者がいる場合、養子が未成年であれば共に縁組することが必要であり、未成年でない場合には配偶者の同意が必要、④家庭裁判所の許可（養子が未成年の場合。ただし、配偶者の実子を養子とする場合は不要）です。なお、養子が15歳未満である場合には法定代理人による縁組が可能（ただし、監護権者が他にいる場合はその同意が必要）です。

一方、特別養子縁組制度という制度もあります。これは、実の親子関係を消滅させ、養子ではありますが実の親子に近い法的な関係を築くもので、家庭裁判所の審判により結ばれる縁組です。貧困などで育てることができない場合や捨て子など養育されない場合で、子の福祉が期待できない場合に利用される手続です。普通養子縁組との違いは、要件として、①養子は6歳未満であること（ただし8歳未満であり6歳に達する前から養育している場合も可）、②養親に配偶者がいること（共に縁組します。ただし、養親一方の実子である場合は養親一人のみで可）、③養親の一人は25歳以上であること（もう一人は20歳以上が必要）、④実の両親の同意（ただし、実の父母が意思を表示できない場合や虐待、悪意の遺棄など養子となる者の利益を著しく害する事情がある場合は同意なくても可）、⑤家庭裁判所の審判が必要、です。普通養子縁組との主な効果の違いは、ア) 実の両親との関係が消滅すること（相続権も消滅します）、イ) 原則的には離縁ができないこと（例外として家庭裁判所の審判で離縁できる場合があります）、ウ) 戸籍上も養子としての記載ではなく実子としての記載になること、です。

Information

無料相談会のご案内

平成27年9月15日(火)、9月25日(金)、10月6日(火) のいずれも
午後3時から午後6時の間に、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



事業者の方へ マイナンバー制度について

平成27年10月5日に施行され、来年1月から始まることになったマイナンバー制度について、講演会や新聞記事などで盛んに取り上げられております。今回は、簡単に制度の内容や注意点について触れてみたいと思います。

マイナンバー制度は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法と略します）という名称の法律で規定されており、この制度の適切な運用のために、同法の定める特定個人情報保護委員会による取扱いに関するガイドラインも作成され、ネット上で公開されています。

この制度は、社会保障、税などの行政運営の効率化を目的として個人に番号（個人番号:住民票コードを変換して得られる番号で住民票に係る者を識別するために指定される番号、今年の10月以降通知されます。）を割り振る制度で、国民側から見れば利便性につながる面もあります。しかし個人番号が個人情報としても特に重要であるという点から、個人情報保護法に比べて刑事罰による制裁が強化され、これを取り扱う際には慎重な対応が求められます。

番号法は個人情報保護法の特例として適用対象の範囲を広げており、個人番号を取り扱う全ての方が対象になります。

番号法は、個人番号を利用できる事務について限定的に定めていて、事業者の方でまず想定されるのは、源泉徴収票及び社会保障の手続書類に従業員等の個人番号を記載して、行政機関等及び健康保険組合等に提出する場合です。例外的な場合としては刑事事件の捜査や、生命、身体又は財産保護のために必要な場合など非常に限定されています。ですから、社員管理のために個人番号を社員番号として利用はできませんし、顧客管理のために利用できないのも同様です。また、個人情報保護法とは異なり、本人の同意があっても利用目的を超えて個人番号を利用することはできません。上記の事務に該当する以外には、求めることも、保管することも、提供することもできません。共同利用については注意が必要で、事業者内部で、例えば営業部の個人番号が源泉徴収票作成のために経理部に提出された場合には「提供」にあたりませんが、系列会社間での利用については法人格が異なる以上「提供」にあたりますので、本人から改めて個人番号の「提供」を受ける必要があります。併せて、本人確認、漏えい防止その他適切な管理措置を講じることも必要です。



料金のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3000円プラス消費税
1時間	5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度



- エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円のみの場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

* 執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

事務所のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所（旧 菊地秀樹法律事務所）

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

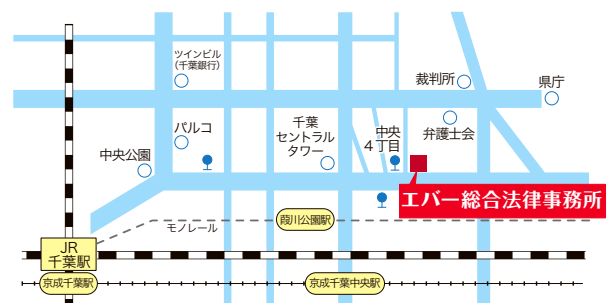
午前9時より午後6時まで

* なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



- 千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
- 駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。